破産手続廃止

平成２１年（フ）第５０号
新潟県糸魚川市大字藤崎1077番地４
破産者　株式会社竹田工務店
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１５２号
新潟県上越市北本町３丁目２番９号
破産者　有限会社栄泉堂
１　決定年月日　平成22年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第９５３号
仙台市青葉区上愛子字雷神７番地の26
破産者　株式会社セキル
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
茨城県桜川市真壁町塙世206番地の１
破産者　有限会社ショウグン
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３号
栃木県栃木市箱森町３番55号
破産者　有限会社小僧寿し栃木支部
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４０９号
千葉市緑区鎌取町2822番地　グランドソレイユ201号
破産者　鈴木　直幸
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９４号
千葉県船橋市本中山３丁目８番16号　第３双葉荘
破産者　板橋須美子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３０号
千葉市花見川区長作町59番地７
破産者　長岡　文夫
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３３２８号
横浜市中区太田町５丁目58番地
破産者　株式会社フクオカ・エンタープライズ
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８３号
長野県塩尻市大字広丘郷原1763番地245
破産者　有限会社オートサービス荻
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３８号
静岡県藤枝市緑町２丁目１番30号
破産者　さつき観光株式会社
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４号
愛知県弥富市五明町築留1774番地の５
破産者　有限会社堤商事
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３４号
名古屋市中区栄５丁目３番６号　エルマノス栄中駒ビル７Ｃ、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区若水２丁目３番17号
破産者　株式会社フレッシュ・アシスト・システム
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３５号
愛知県春日井市勝川町１丁目65番地
破産者　合資会社池田製作所
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３９０号
北海道旭川市豊岡十三条７丁目１番６号
破産者　日東北王テクノ株式会社
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５８号
青森市緑３丁目10番６号
破産者　株式会社アイ・リッシュホーム
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２７２号
群馬県安中市安中１丁目１番９号
破産者　株式会社カークラブ安中
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４７７号
群馬県高崎市島野町1096番地１
破産者　株式会社リーフ
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１７６号
長野県上田市手塚12番地１
破産者　日本リバース株式会社
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２０年（フ）第６５７号
岐阜県各務原市川島小網町2106番地
破産者　株式会社三喜
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２５１号
岐阜県大垣市中野町３丁目29番地の１
破産者　有限会社西濃ガラス
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
岡山市中区国府市場69番地７　佐々木コーポ102号
破産者　中田　忠文
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部